

東京大学医学部附属病院教職員勤務時間、休暇等規則

(平成16年 4月 1日制定)
改正 平成17年 3月28日
改正 平成19年 3月26日
改正 平成21年 3月26日
改正 平成22年 3月25日
改正 平成23年 3月28日
改正 平成25年 3月28日
改正 平成26年 3月27日
改正 平成28年 3月23日
改正 平成28年12月15日
改正 平成31年 3月22日
改正 令和 6年 3月21日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医学部附属病院教職員就業規則第35条の規定に基づき、教職員の勤務時間、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

第2章 勤務時間、休憩及び休日等

(始業及び終業の時刻等)

第3条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとするほか、業務の実態に応じ別に定める時刻とすることがある。詳細は別に定める「東京大学医学部附属病院教職員の勤務時間、休暇等細則」による。

- 一 始業 午前8時30分
 - 二 終業 午後5時15分（第4条第1項の規定により休憩時間を45分とする教職員にあっては午後5時）
- 2 業務上、その他特に必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(休憩時間)

第4条 勤務時間の途中に、1時間の休憩時間を置く。ただし、教職員が申し出た場合には、休憩時間を45分とすることができる。

- 2 前項の休憩時間は、1時間にあっては午後0時から午後1時、45分にあっては午後0時から午後0時45分までとするほか、業務の実態に応じ別に定めることがある。
- 3 教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。
- 4 業務上、その他特に必要がある場合には、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を変更することがある。

(休息时间)

第4条の2 本院に勤務する教職員のうち、時間外勤務及び休日勤務の状況から追加的な健康確保措置が必要と認められる者については、1日の勤務終了後から次の勤務開始までの継続して休息する時間(以下「休息时间」という。)を確保するものとする。

2 前項の休息时间に関し必要な事項は、別に定める。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第5条 教職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(時間外・深夜・休日勤務)

第6条 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は第9条の休日に勤務を命じることがある。

2 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める時間(以下「法定労働時間」という。)を超えた時間又は同法第35条に定める休日(以下「法定休日」という。)に勤務を命じることがある。

(時間外勤務における休憩時間)

第7条 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間(所定の勤務時間内に置いた休憩時間を含む。)の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

(非常災害時の勤務)

第8条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務を命じることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

(休日)

第9条 休日は、次の各号に定める日とする。

一 日曜日

二 土曜日

三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

四 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に定める休日を除く。)

五 その他、特に指定する日

2 法定休日は、前項第1号の日とする。

3 別段の定めにより、前項第1号又は第2号の日に替えて、他の週日を休日とすることがある。

(休日の振替及び代休)

第10条 前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、別に定める。

第3章 宿・日直

(宿・日直)

第11条 教職員に対し、所定の勤務時間以外の時間及び休日に本来の業務に従事しないで施設設備等の保全、外部との連絡及び附属病院等の医療施設における当直勤務並びに動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務を命じることがある。

2 宿・日直勤務の職務内容、時間その他の事項については、別に定める。

第4章 勤務しないことの承認

(勤務しないことの承認)

第12条 教職員は、別に定めるところにより一定の時間につき勤務しないことの承認を受けることができる。

第5章 勤務時間の特例

(1ヶ月単位の変形労働時間制)

第13条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1ヶ月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

(1年単位の変形労働時間制)

第14条 業務に季節的な繁閑がある勤務に就く教職員については、1ヶ月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

2 前項の教職員の範囲等必要な事項については、労基法第32条の4に定める労使協定を締結するものとする。

(フレックスタイム制)

第15条 業務その他の都合上必要と認められる場合には、教職員に始業及び終業の時刻の決定を委ねる勤務に就かせることがある。この場合の始業及び終業の範囲については、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 始業 午前7時から午前10時まで
- 二 終業 午後3時から午後10時まで

2 前項の教職員の範囲等必要な事項については、労基法第32条の3に定める協定を締結するものとする。

(裁量労働制)

第16条 業務の性質上必要と認められる教職員については、みなし労働時間によることがある。

2 前項のみなし労働時間に必要な事項については、労基法第38条の3に定める協定又は労基法第38条の4に定める労使委員会の決議によるものとする。

3 教職員が前2項に定めるみなし労働時間の適用を受ける場合には、第3条は適用しない。

第6章 休暇

(休暇の種類)

第17条 教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第18条 年次有給休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる日数とする。

- 一 第2号に掲げる教職員以外の教職員 20日
- 二 当該一の年において新たに教職員となった者(他の国立大学法人等の職員から引き続き教職員

となった者及び役員から引き続き教職員となった者を除く。) 別表に定めるその年の在職期間に応じた日数欄に掲げる日数

2 前項に規定するもののほか、年次有給休暇の付与日数に関する必要な事項は、別に定める。

(年次有給休暇の指定・時季変更権)

第19条 年次有給休暇は、教職員があらかじめ請求する時季に与えるものとする。ただし、教職員の請求する時季に年次有給休暇を与えることにより事業の正常な運営に支障が生じると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

2 年次有給休暇の一部について、労基法第39条第6項の規定に基づく協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。

(年次有給休暇の大学法人による時季指定)

第19条の2 年次有給休暇の日数が、一の年において10日以上付与される教職員には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める日数(以下「時季指定日数」という)について、時季を定めて与えるものとする。

一 第18条第1項第1号に定める教職員 一の年において5日

二 第18条第1項第2号に定める教職員 次のイ又はロのいずれかに掲げる日数

イ 年次有給休暇を付与された日(以下「基準日」という)から1年以内の期間において5日

ロ 基準日から次の一の年の末日までの期間において、当該期間の月数を12で除した数に5を乗じた日数

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数(当該日数が時季指定日数を超える場合は、時季指定日数)分については、時季を定めて与えることを要しない。

(年次有給休暇の単位)

第20条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、教職員から請求があった場合で特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

(年次有給休暇の繰り越し)

第21条 年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものは除く。)は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。

(病気休暇)

第22条 病気休暇は、教職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要がある、そのため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 前項の休暇は、生理日の勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合に、その者を生理日に勤務させないときに準用する。

3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇(以下この条において「特定病気休暇」という)の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他別に定める日(以下この条において「除外日」という)を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 前項の規定による場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 東京大学医学部附属病院教職員環境安全衛生管理規程第21条第3項の事後措置のうち、勤務時

間の制限を受けた場合

- 4 前項ただし書及び次項から第7項の規定の適用については、連続する8日以上の間（当該期間における要勤務日の日数が少ない場合は、その日数を考慮して別に定める期間）の特定病気休暇を使用した教職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた教職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1日の所定の勤務時間（別に定める時間を除く。）の全てを勤務した日の日数（第6項において「実勤務日数」という。）が20日に達するまでの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 7 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達することが見込まれる場合において、90日に達する日の翌日から起算して7日以内に使用した特定病気休暇にかかる負傷又は疾病の症状等が回復し、職務に復帰できることが産業医又は大学法人が指定する医師の診断の結果明らかなる場合に限り、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達する日の翌日以後の日においても、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して97日を超えることはできない。
- 8 療養期間中の休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第3項ただし書及び第4項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 9 第3項ただし書及び第4項から前項までの規定は、試用期間中の教職員には適用しない。

（特別休暇）

第23条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により教職員から申出があった場合における休暇とする。

第7章 母性健康管理

（妊産婦である教職員の就業制限等）

第24条 妊娠中の教職員及び産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

2 第13条及び第14条の定めによって休日又は勤務時間を割り振られた妊産婦である教職員が請求した場合には、法定労働時間を超えて勤務させない。

3 妊産婦である教職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定の勤務時間以外の勤務をさせない。

(妊産婦である教職員の健康診査)

第25条 妊産婦である教職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認するものとする。

(妊産婦である教職員の業務軽減等)

第26条 妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

2 妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務させないことができる。

3 妊娠中の教職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認するものとする。

第8章 育児・介護のための所定外労働の制限等

(所定外労働の制限等)

第27条 小学校第3学年を終了する年の3月末までの子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する子をいう。以下同じ。)の養育又は対象家族(東京大学医学部附属病院教職員休業規則(平成26年3月27日制定。以下「休業規則」という。)第8条第2項に規定する対象家族をいう。以下同じ。)の介護を行う教職員(以下「育児・介護教職員」という。)が、所定の勤務時間を超えて勤務しないことを請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えて勤務させてはならない。

2 育児・介護教職員が、労基法第32条に規定する労働時間を超える勤務について、子の養育又は対象家族の介護を行うために請求した場合は、労基法第36条に基づく協定で定めるものとする。

3 育児・介護教職員が深夜(午後10時から午前5時までをいう。)に勤務しないことを請求した場合は、第1項の規定を準用する。

(勤務時間の短縮)

第28条 教職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1日の所定の勤務時間を短縮した勤務に就くことができる。この場合の期間及び時間については次の各号のとおりとする。

(1) 小学校第3学年を終了する年の3月末までの子を養育する期間 1日につき3時間45分の範囲内

(2) 要介護状態(休業規則第8条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。)にある対象家族を教職員が介護をするために要する期間 1日につき3時間45分の範囲内

2 前項第2号の期間は、当該対象家族の一の継続する要介護状態につき勤務時間短縮の開始日から連続する3年の範囲内とする。

3 第1項各号の時間は、始業時及び終業時に15分単位で取得することができるものとする。

(始業及び終業の時刻の変更)

第29条 教職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1日の所定の勤務時間を変更することなく

第3条第1項及び東京大学医学部附属病院教職員勤務時間、休暇等細則(平成16年4月1日制定)

第3条に定める時刻により、勤務に就くことができる。

2 前項の勤務に就くことができる期間は、前条(第3項を除く。)の規定を準用する。

(1ヶ月単位の変形労働時間制の適用)

第30条 教職員は、育児又は介護を必要とする場合で、業務に支障がないものと認められる場合には、

第13条に規定する形態により、勤務に就くことができる。

2 前項の勤務に就くことができる期間は、第28条(第3項を除く。)の規定を準用する。

(手続き)

第31条 第27条から前条までの規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。

第9章 適用除外

(勤務時間等の適用除外)

第32条 第2章から第5章の規定は、東京大学医学部附属病院教職員給与規則(平成16年4月1日制定)第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(年次有給休暇の引継ぎ)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の適用を受け東京大学医学部附属病院に承継された教職員の施行日における年次有給休暇の日数は、第18条第1項の規定にかかわらず、当該施行日の前日における一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)に基づく年次休暇の未使用の日数及び時間(以下「日数等」という。)とする。

3 前項に定める教職員のうち、平成16年1月1日(以下「付与日」という。)に受けた勤務時間法による年次休暇の日数(前年から繰り越された日数(以下「繰越日数」という。)を除く。)が、20日未満であった教職員の施行日における年次有給休暇の日数は、付与日に20日を受けたものと仮定して繰越日数と合算した日数から、付与日から施行日の前日までに使用した日数等を控除した残りの日数等とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(病気休暇の経過措置)

2 第22条第3項ただし書及び第4項から第8項の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(年次有給休暇の時季指定の経過措置)

2 この規則による改正後の第19条の2の規定は、この規則の施行日以後に年次有給休暇を10日以上付与された教職員について適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第18条第2号関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日